

## 「栃木県地域企業事業継続支援金 よくある質問（FAQ）」（2021年9月28日時点）

栃木県地域企業事業継続支援金（以下「事業継続支援金」という。）に関する補足QA及びよくある質問に対する回答をまとめたものです。  
 本FAQをご覧ください。申請要領等をご覧ください。  
 ※ 本FAQは随時更新予定のほか、今後改訂する可能性があります。

番号	分類	質問	回答
1	支給対象	自分（自社）の事業、業種が支給対象に当てはまるかを確認したいです。	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、申請要領に定める支給要件を満たす事業者であれば、業種に関わらず、支給対象となります。 事業の具体例は、制度概要（リーフレット）等の「支給対象となり得る事業者の考え方」をご覧ください。なお、例示している事業であれば必ず支給対象となるわけではありません。また、例示事業に該当しなくても支給要件を満たす場合には、支給対象となります。
2	支給対象	資料で例示されている業種以外の事業者であっても支給対象となりますか。	資料の例示事業に該当しなくても、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けており、申請要領に定める支給要件を満たす場合には、支給対象となります。
3	支給対象	飲食店との間接取引について、取引に介在する事業者数に制限はありますか。	「休業・時間短縮営業の要請に伴う協力金の支給対象である飲食店」との「間接取引」については、取引に介在する事業者数に制限はありません。
4	支給対象	個人顧客との取引が期待できないことから、自主的に休業している事業者も支給対象になりますか。	緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響により、対象月の売上高が2020年又は2019年の同月と比べて30%以上50%未満減少している場合には、自主的に休業している事業者であっても、支給対象になり得ます。なお、このような影響を証明する書類については、影響を受けた取引を反復継続して実施していること（法人顧客との取引：2019年対象月及び2020年の対象月のそれぞれにおいて複数回の取引、個人顧客との取引：2019年から申請日までの任意の1週間以上において毎日複数回の取引）を示す帳簿書類と通帳等を保存していただく必要があります。 なお、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響とは関係なく、単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が30%以上50%未満減少している場合は支給対象外です。
5	支給対象	車での移動販売など、店舗を構えずに対面で個人顧客に販売活動を行っている事業者は支給対象となりますか。	対象措置に伴う外出自粛等の影響を受けていれば、店舗を構えずに対面で販売活動を行っていたとしても、給付対象となり得ます。
6	支給対象	個人事業者で白色申告をしており、対象月には収入がないが、計算書に従って年間収入から月間平均収入を割り出して減少率を算出すると30%以上50%未満になるが、支給対象となりますか。	事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月として、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の影響により事業収入が減少したわけではないにも関わらず支給を申請する場合は支給対象外です。 また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響とは関係なく、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が30%以上50%未満減少している場合も、対象外です。

番号	分類	質問	回答
7	支給対象	国の月次支援金と両方を受給することはできますか。	対象月の売上高が、前年同月比又は前々年同月と比べて30%以上50%未満減少している場合は事業継続支援金、50%以上減少している場合は国の月次支援金の対象となりますので、同対象月において、月次支援金と重複して受給することはできません。 なお、同対象月について重複して受給していることが判明した場合には、事業継続支援金の返還を求めるほか、併せて加算金を課す場合があります。
8	支給対象	栃木県地域企業応援一時金(2021年4～5月を対象)の支給を受けたが、事業継続支援金には申請できますか。	事業継続支援金の対象月と重複しないため、栃木県地域企業応援一時金(2021年4月～5月を対象)の支給を受けている場合でも、支給対象となり得ます。
9	支給対象	休業・時短協力金と両方を申請することはできますか。	県の感染拡大防止営業時間短縮協力金(飲食店・大規模施設等)等、地方公共団体による対象月における休業又は営業時間短縮に伴う協力金の支給対象となる事業者は、事業継続支援金の支給対象外です。
10	支給対象	休業・時短協力金の支給対象だが、支給を受けていない事業者の扱いはどのようになりますか。	休業・時短要請に伴う協力金の支給対象にも関わらず支給を受けていない場合であっても、支給対象外になります。
11	支給対象	テイクアウト等の飲食店は支給対象となりますか。	テイクアウトサービス専門の飲食店は、休業・時短要請の対象とならないため、協力金の支給対象とならず、外出自粛等の影響により売上が減少している(事業者の区分が②に該当する)場合などは、事業継続支援金の支給対象となり得ます。
12	支給対象	複数の店舗を有しており、栃木県にも店舗があるのだが、支給対象になりますか。	「栃木県内に主たる事業所を有していること」等の申請要領に定める支給要件を満たせば、支給対象となり得ます。 なお、「主たる事業所」については、法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地、個人事業者の場合は、所得税の確定申告書第一表に記載された住所とします。
13	支給対象	持続化給付金や家賃支援給付金など新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等は事業継続支援金の支給額算出などにおける事業収入に含めるのですか。	事業継続支援金の支給額の計算や対象月の該当性判断に当たって、持続化給付金や家賃支援給付金を含めた新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金、補助金、地方公共団体による休業・営業時間短縮に伴い支払われる協力金が含まれる年又は月はその額を控除ください。  例：持続化給付金、家賃支援給付金、J-LODlive補助金、一時支援金 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金、 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金 など

番号	分類	質問	回答
14	支給対象	事業者全体では支給要件を満たさないが、一部の事業単位や店舗単位では支給要件を満たす場合は、支給対象となりますか。	事業継続支援金は、店舗や事業単位ではなく、事業者単位で支給を行うものであり、事業者全体で支給要件を満たさなければ、支給対象とはなりません。
15	支給対象	事業収入以外の、不動産収入・山林収入を支給額の算出等に用いることはできますか。	事業継続支援金は、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて、売上が減少している中小法人・個人事業者等に対して、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するを目的としています。事業による収入であることを信憑性のある書類をもとに客観的かつ公平に確認する観点から、確定申告書上の事業収入（※）をもって前年又は前々年の売上を把握し、支給額を算出することにしておりますので、不動産収入・山林収入を支給額の算出に用いることはできません。 ※主たる収入が業務委託契約に基づく事業活動からの収入であり、雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は雑所得・給与所得。
16	支給対象	事業継続の意思があることが支給要件及び宣誓事項になっているが、事業継続支援金を受給した後に、廃業又は破産した場合の扱いはどのようになりますか。	事業継続支援金の申請時において、事業を継続の意思があることを宣誓していただくこととなりますが、事業継続支援金の受給後に、廃業又は破産した場合は、事業継続支援金の返還の義務はございません。なお、自主的に返還を行いたい方はサポートセンターまでお問い合わせください。一方で、申請時点において、廃業又は破産等を予定していた場合には、支給要件を満たさないため支給対象外となります。その場合において、必要な範囲において事業継続支援金を速やかに返金していただきます。なお、不正受給等については申請要領等に則った措置を講じます。
17	支給対象	主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は、主たる収入が業務委託契約に基づく事業活動からの収入である必要があるのでしょか。	雑所得・給与所得には様々な収入が含まれ得ることから、個人事業者との同等性について、個人事業者と同等であると信憑性のある書類をもとに客観的かつ公平に確認する観点から、業務委託契約に基づく事業活動からの収入であること及び税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ていることとしております。
18	支給対象	主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等は、被雇用者又は被扶養者ではない必要があるのでしょうか。	雑所得・給与所得には様々な収入が含まれ得ることから、個人事業者との同等性について、個人事業者と同等であると信憑性のある書類をもとに客観的かつ公平に確認する観点から、被雇用者又は被扶養者ではないこととしております。
19	支給対象	被雇用者は支給対象外ですか。被雇用者とはどのような人ですか。	被雇用者が対象外となるのは、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等として申請する場合のみとなります。この場合、被雇用者：雇用契約に基づき会社等に雇用されている方（具体的には、サラリーマン、パート、アルバイト、派遣・日雇い労働等の方）は対象外となります。
20	支給対象	被扶養者は支給対象外ですか。被扶養者とはどのような人ですか。	被扶養者が対象外となるのは、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等として申請する場合のみとなります。この場合、被扶養者：家族等の収入で生計を維持されておられる方は対象外となります。

番号	分類	質問	回答
21	支給対象	確定申告において、事業収入と雑所得・給与所得で申告がある場合、申請や支給額の算出はどのようにすればよいでしょうか。雑所得・給与所得の金額の方が大きければ、雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等として申請できますか。	雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等として申請できるのは、基準年の確定申告書第一表の「収入金額等」の「事業」欄に記載がない場合（又は「0円」の場合）のみです。「事業」欄に記載ある方は、通常の個人事業者等と同じく、事業収入を用いて申請してください。
22	支給対象	8月分・9月分と別々に申請できますか。	事業継続支援金は、各月分ごとに申請いただけます。なお、同対象月において1事業者1回限りとなります。
23	申請等	申請にはどのような書類が必要ですか。	必要書類については、「栃木県地域企業事業継続支援金申請書類チェックリスト」をご確認ください。なお、必要書類は法人等・個人事業者等や申請に用いる特例により異なります。
24	申請等	申請書等の様式の入手方法について教えてください。	申請様式等は、ホームページからダウンロードできます。また、紙の申請様式等は、とちぎ県庁2階県民プラザや各県庁舎の県民相談室のほか、お住まいの地域の市役所・町役場または商工会議所、商工会において入手可能です。施設等へお越しの際は、新型コロナウイルス感染拡大同時のため、マスクの着用等訪問先の指示に従ってください。
25	申請等	特例措置にはどのようなものがありますか。	事業継続支援金の申請にあたっては、特例措置として「証拠書類に関する特例」、「2019年・2020年 新規開業特例」、「2021年 新規開業特例」、「合併特例」、「連結納税特例」、「事業承継特例」、「罹災特例」、「法人成り特例」、「NPO法人・公益法人等特例」があります。詳細は、申請要領をご確認ください。
26	申請等	特例措置を用いる場合に必要な提出書類を教えてください。	特例措置（「NPO法人・公益法人等特例」を除く）を用いる場合に必要な書類は、『FAQの別表1』をご確認ください。
27	申請等	「NPO法人・公益法人等特例」について、申請に必要な書類や支給額算出の仕方を教えてください。	「NPO法人・公益法人等特例」を用いる場合の必要書類や支給額算出については、『FAQの別表2』をご確認ください。
28	申請等	計算書は全て必要ですか。どれを使えばよいでしょうか。	栃木県地域企業事業継続支援金支給申請額計算書（様式2-1～5）については、いずれか1つのみ記入いただき、提出してください。どの様式を使うかについては、申請要領P.7の表①及びP.8の表②をご確認ください。

番号	分類	質問	回答
29	申請等	確定申告書類の控えに收受日付印がない場合やe-Taxの場合はどうすればよいのですか。	<p>【中小法人等の場合】 確定申告書別表一の控えには、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。</p> <p>【個人事業者等（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者を含む）の場合】 ＜原則＞ 確定申告書第一表の控えには、收受日付印が押印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時が印字）されていることが必要です。なお、e-Taxによる申告であって、受付日時が印字されていない場合は「受信通知（メール詳細）」を添付することが必要です。 ＜例外＞ 收受日付印（税務署においてe-Taxにより申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知（メール詳細）」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出することが必要です。また、「收受日付印等」および「納税証明書（その2所得金額用）」のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」又は「非課税証明書」を併せて提出することが必要です。 ※個人事業者等であって、「納税証明書（その2所得金額用）」を用いる場合は事業所得金額の記載があるものに限りです。なお、雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者は総所得金額の記載のみで構いません。 ※e-Taxを利用した場合の、「受信通知」及び「申告データ（確定申告書第一表等）」の確認方法については、e-Taxホームページをご確認ください。 <a href="https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm">https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/msgbox_kakunin.htm</a></p>
30	申請等	取引先事業者の法人番号が分からない場合は、どうすればよいのでしょうか。	法人番号は以下から検索することができます。 <a href="https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/">https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</a>
31	申請等	履歴事項全部証明書はコピーでもよいですか。	提出いただく履歴事項全部証明書は、コピーでも問題ありません。
32	申請等	チェックリストの10 国民健康保険証の提出は必要ですか。	チェックリストの10で示す「国民健康保険証（写し）」の提出が必要なのは、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等のみとなります。 法人等及び事業収入として確定申告をしている個人事業者等は提出不要です
33	申請等	チェックリストの11 特例措置に必要な書類の提出は必要ですか。	チェックリストの11で示す「特例措置に必要な書類」の提出が必要なのは、特例措置を用いる事業者のみとなります。

番号	分類	質問	回答
34	申請等	様式4号は提出は必要ですか。	業務委託契約等契約申立書(様式4)の提出が必要なのは、主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等であり、確定申告書の収入が業務委託契約等収入であることを示す資料として、申請者が雇用者でないものとの間で締結する業務委託契約等の契約書がない場合のみとなります。 法人等及び事業収入として確定申告をしている個人事業者等は提出不要です。
35	申請等	宣誓・同意書はどこにありますか。	栃木県地域企業事業継続支援金支給申請書(様式1)の裏面にあります。 (データでご覧の場合は、(様式1)の2ページ目)
36	申請等	様式3で記載した取引の確認について、領収書・請求書等の提出は必要ですか。	栃木県地域企業事業継続支援金に係る取引先情報等確認書(様式3)へ記載した取引の実態が分かる資料(収入金額や経費を記載した帳簿、請求書、領収書、帳簿書類に記載の取引に関する入出金記録が記帳された通帳等)を電子的方法により7年間保存してください。同保存書類は、申請時の提出は不要ですが、申請者が支給要件を満たさない恐れがある場合に、保存書類の提出を求める等の調査を行うことがあります。
37	申請等	基準月の属する年以外の確定申告書も必要ですか。	2019年及び2020年の対象月と同じ月をその期間に含む全ての年度の確定申告書類(写し)をご提出ください。 ※罹災特例を用いる場合は、基準月及び2020年の対象月と同じ月をその期間に含む全ての年度に係るもの
38	申請等	売上台帳とはどのようなものですか。ノートの写しなどでもよいですか。	基本的な事項(対象月、日付、商品名、販売先、取引金額、合計金額等)が確認できる書類を提出してください。基本的な事項が記載されていれば、書類の名称が「売上台帳」でなくても構いません。
39	申請等	コロナ関連の給付金等は、確定申告書の事業収入から除いて減少率を計算するということが、その内容が分かる書類の提出は必要ですか。	新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方自治体による支援施策により得た給付金等について、確定申告の事業収入に含んでおり、提出いただく書類だけでは内訳が確認できない場合、収支内訳書または確定申告書B第2表などの事業収入に給付金等含んでいることが分かる資料の写しを提出してください。ただし、確定申告書類(写し)の余白等に事業収入から除いた給付金名及び金額を記載を記載することでも可とします。
40	申請等	郵送はレターパックでよいですか。	郵送で申請いただく場合には、郵便物の追跡ができる方法で送付してください。
41	その他	交付はいつごろになりますか。	支給時期については、申請書類の受付順に審査を進め、審査完了後、概ね15日程度で入金となります。速やかな支給事務の為、個別のお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
42	その他	事業継続支援金を誤って受給した場合、どのようにすればよいですか。	支給要件を満たしていないにも関わらず事業継続支援金を受給した場合には、速やかに返還を行っていただきます。返還については、サポートセンターまでお問い合わせください。

## 特例措置を用いる場合の必要書類について

特例措置を用いて事業継続支援金を申請する場合に、通常の提出資料に加えて提出いただく書類や代替可能な書類等は以下のとおりです。

※ 色付きの欄は、特例措置の適用外です。

※ 本特例措置は国の月次支援金の給付規定に準拠しています。

特例措置	中小法人等	個人事業者等
証拠書類に関する特例	○確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、確定申告書を税理士の署名のある事業収入を証明する書類で代替可能	○確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えで代替可能
2019年・2020年新規開業特例	○確定申告書類（写し）については、2019年に法人を設立した場合は、法人を設立した日の属する月から2020年の対象月をその期間内に含む全ての事業年度のものを提出することで足り、2020年に法人を設立した場合は、法人を設立した日の属する月から2020年12月までをその期間内に含む全ての事業年度のものを提出することで足りる	○確定申告書類（写し）については、2020年1月から同年12月までに開業した場合、2019年分の確定申告書について提出することを要しない ○次のいずれかの書類（開業日・事業開始の年月日が2020年12月31日以前であり、当該届出書の收受日が2021年4月1日以前であること） ・開業・廃業等届出書（收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。） ・事業開始等申告書（收受日付印等が押印されていること。） ・上記以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類

<p>2021 年 新規開業特例</p>	<p>○確定申告書類（写し）に代えて、開業日の属する月から同年 3 月までの間の法人事業収入が確認できる帳簿書類（売上台帳等）</p> <p>※ 2021 年 12 月までをその期間に含むすべての確定申告書類の提出を、確定申告を行った後に求める場合がある。（事業継続支援金の支給後でも、提出を求める場合がある。）</p>	<p>○確定申告書類（写し）に代えて、開業日の属する月から同年 3 月までの間の法人事業収入が確認できる帳簿書類等</p> <p>○次のいずれかの書類（開業日・事業開始の年月日が 2021 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間であって、当該書類の提出日が 2021 年 5 月 1 日以前であること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業・廃業等届出書（開業日が 2021 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間であって、当該届出書の提出日が 2021 年 5 月 1 日以前であり、收受日付印が押印（e-Tax による提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</li> <li>・事業開始等申告書（事業開始の年月日が 2021 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間であって、当該申告書の提出日が 2021 年 5 月 1 日以前であり、收受日付印等が押印されていること。）</li> <li>・上記以外で、開業日、所在地、代表者、業種及び書類発行/收受日が確認できる公的機関が発行/收受した書類（事業開始の年月日が 2021 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間であって、当該書類の発行/收受日が 2021 年 5 月 1 日以前であること。）</li> </ul> <p>※ 2021 年 12 月までをその期間に含むすべての確定申告書類の提出を、確定申告を行った後に求める場合がある。（事業継続支援金の支給後でも、提出を求める場合がある。）</p> <p>※ 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者は特例適用外。</p>
----------------------	--	---



合併特例	<p>○確定申告書類（写し）については、合併前の各法人に係るもの</p> <p>○その他の書類については、合併後の法人に係るもの</p>	
連結納税特例	<p>○確定申告書別表1の控えについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書で代替する</p>	
事業承継特例		<p>【事業を行っていた者の死亡による事業承継でない場合】</p> <p>○確定申告書類（写し）については、事業を行っていた者の名義に係るもの</p> <p>○その他の書類については、事業の承継を受けた者の名義に係るもの</p> <p>○次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開業・廃業等届出書  （「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日から同年4月1日までの間とされており、收受日が2021年5月1日以前で、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること）</li> <li>・開業日、所在地、代表者、業種、書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類（事業開始の年月日が2021年1月1日から4月1日の間とされており、当該書類の発行/收受日が2021年5月1日以前であること。）</li> </ul>

		<p>【事業を行っていた者の死亡による事業承継である場合】</p> <p>○確定申告書類（写し）については、事業を行っていた者（死亡した者）の名義によるものに限る</p> <p>○その他の書類については、事業の承継を受けた者の名義に係るもの</p> <p>○次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開業・廃業等届出書 （「届出の区分」欄において「開業」を選択するとともに、2020年分の個人確定申告書に記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されており、「開業・廃業等日」欄において開業日が2021年1月1日の死亡年月日から対象月の月末までの間であり、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること）</li> <li>・ 上記以外で、開業日、所在地、代表者、業種、書類発行/收受日及び事業の引継ぎが行われていることが確認できる公的機関が発行/收受した書類（事業開始の年月日が2021年1月1日以降の死亡年月日から対象月の月末までの間であること）</li> </ul> <p>○次のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税の青色申告承認申請書 （「5相続による事業承継の有無」欄において、「有」を選択しており、相続開始年月日が申請日以前であり、被相続人の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致しており、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</li> </ul>
--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人事業者の死亡届出書  （「死亡年月日」欄が申請日以前であり、「参考事項」欄において、「事業承継の有無」を「有」としており、「事業承継者」の氏名が申請者の氏名と一致しており、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</li> <li>・ 準確定申告書類の控え  （死亡年月日が申請日以前であり、氏名の欄に相続人として申請者の氏名が記載されており、收受日付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。）</li> <li>・ 医療機関が発行した死亡を証明する書類  （死亡年月日が申請日以前であり、死亡者の氏名が事業を行っていた者の氏名と一致していること。）</li> </ul> <p>※ 主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者は特例適用外。</p>
<p>罹災特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確定申告書類（写し）については、基準月及び2020年の対象月と同じ月をその期間内に含むすべての事業年度に係るもの</li> <li>○罹災証明書等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確定申告書類（写し）については、基準月と同年及び2020年分に係るもの</li> <li>○罹災証明書等</li> </ul>
<p>法人成り特例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○確定申告書類（写し）については、法人化前の個人事業者に係るもの</li> <li>○その他の書類については、法人化後の法人に係るもの</li> <li>○法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書（法人設立届書の場合は、法人設立届書の</li> </ul>	

	<p>「設立の形態」欄において、「1 個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。個人事業の開業・廃業等届出書の場合は、「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。）</p>	
<p>NPO 法人 ・ 公益法人等特例</p>	<p>FAQ の別表 2 をご覧ください。</p>	

## NPO法人・公益法人等特例措置について

※この別表において、「特定非営利活動法人及び公益法人等」は法人税法別表第2に規定する公益法人等に該当する法人をいう。

※本特例措置は国の月次支援金のために準拠する。

## 【1 法人の設立・認証が2018年12月以前である特定非営利活動法人及び公益法人等の場合】

<p>1-1 算出式及び基本情報の特例について</p>	<p>申請者が特定非営利活動法人、公益法人等であって、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等の影響（以下「対象措置影響」という）により、基準月の月間法人事業収入と比べて30%以上50%未満減少している場合、この特例を用いることができる。</p> <p>※ 月次の法人事業収入を確認できない場合は、基準年度（基準月の属する事業年度をいう。）の月平均の法人事業収入と対象月の月間法人事業収入とを比較することとする。</p> <p>この特例を用いる場合、以下の計算により支給額を算出する。</p> <p>『支給額 = A - B』 ※上限額まで</p> <p>A：基準月の月間法人事業収入（提出書類①に月次の収入の記載がある場合は基準月の月間事業収入の額とし、月次の収入の記載がない場合は基準年度の年間法人事業収入を12で除して得た額とする。）</p> <p>B：対象月の月間法人事業収入</p> <p>A及びBの法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。</p> <p><u>ただし、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金（提出書類⑤による。）による収入も法人事業収入に含めることができる。</u></p> <p>(1) 提出書類①において、寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計をいう。）が事業活動と密接に関連しており、当該法人の基準年度の寄付金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること</p> <p>(2) 申請の対象としようとする2021年の月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額をいう。）が、その月の対象措置影響により、基準月の特定事業収入と比べて30%以上50%未満減少していること（対象月及び基準月の特定事業収入が確認できるものによる。）。</p>
-----------------------------	--

	<p>(3) 提出書類⑥において、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 申請の対象としようとする 2021 年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準月の事業費支出と比べて減少していること。</p> <p>(イ) (ア) に該当しない場合であって、事業の性質上、対象措置影響により、事業費支出を増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。</p> <p>(4) 提出書類⑦において、特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、基準年度の活動実績があること。</p>
<p>1-2 提出書類</p>	<p>① 2019 年及び 2020 年の対象月と同じ月をその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの  (例えば、特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するもの。ただし、当該事業年度の年間法人事業収入が確認できるものを提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該事業年度の 1 事業年度前の年間法人事業収入が確認できるもので代替することを認め、又は、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。)</p> <p>※ 「1-1 算定式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合には、ただし書き要件への妥当性を判断するために必要な内訳を含むものとする。</p> <p>② 対象月及び基準月の月間法人事業収入が確認できるもの  (対象月の属する事業年度の年間法人事業収入が確認できるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、対象月の月間法人事業収入については当該情報を記載した他の書類によることも認め、基準月の月間事業収入については基準年度の月平均の法人事業収入によることを認める。)</p> <p>③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>④ 申請者の履歴事項全部証明書 (提出時から 3 ヶ月以内に発行されたもの)  (ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公</p>

	<p>益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等によることも認める。）</p> <p>※ 「1-1 算定式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合には、申請者の履歴事項全部証明書及び所轄庁に認証されていることがわかる書類等。</p> <p>※次の⑤～⑦は、「1-1 算出式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合に限り提出。</p> <p>⑤ 基準年度の受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し（額の確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写し）</p> <p>⑥ 対象月及び基準月の月間の事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないものをいう。）が確認できるもの</p> <p>⑦ 基準年度の事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し</p> <p>⑧ その他事務局が必要と認める書類 （必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。）</p>
--	---

**【2 法人の設立・認証が2019年1月から2020年12月までの間である特定非営利活動法人及び公益法人等の場合】**

<p><u>2-1 算出式及び基本情報の特例について</u></p>	<p>申請者が2019年1月から2020年12月までの間に法人を設立した特定非営利活動法人、公益法人等であって、法人を設立した年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等の影響（以下「対象措置影響」という）により、基準年の月平均の法人事業収入に比べて30%以上50%未満減少している場合、この特例を用いることができる。（この項の中段のただし書きの適用を受けようとする特定非営利活動法人については、上記「を設立した」とあるのは「の設立の認証を受けた」と、「特定非営利活動法人、公益法人等」とあるのは「特定非営利活動法人」と読み替えて適用する。）</p> <p>この特例を用いる場合、以下の計算により支給額を算出する。</p> <p>『支給額 = <math>A \div M - B</math> 』※上限額まで</p>
------------------------------------	---

A：基準年の年間法人事業収入

M：基準年の設立・認証後月数（設立・認証日の属する月から基準年の12月までの月数とし、設立・認証日の属する日も運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。）

B：対象月の月間法人事業収入

A及びBの法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。

ただし、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金による収入も法人事業収入に含めることができる。

- (1) 寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計をいう。）が事業活動と密接に関連しており、設立当初の事業年度の活動計算書がある場合は、当該活動計算書における、寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が、設立当初の事業年度の活動計算書がない場合は、i) 認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書のうちいずれかの事業年度における、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの、寄附金等の額を経常収益の額で除して得た割合が50%以上であること。
- (2) 申請の対象としようとする2021年の月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額をいう。）が、その月の対象措置影響により、基準月の認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の特定事業収入と比べて、30%以上50%未満減少していること。
- (3) 以下のいずれかに該当すること。
  - (ア) 申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均（認証を受けた日の属する月も、運営日数にかかわらず1ヶ月とみなす。）の事業費支出と比べて減少していること。
  - (イ) (ア)に該当しない場合であって、事業の性質上、申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、その月の対象措置影響により、基準年の認証を受けた月から同年12月までの月平均の事業費支出と比べて増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。
- (4) 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、設立当初の事業年度の活動実績があること。



<p>2-2 提出書類</p>	<p>① 2019年を基準年とする場合には設立・認証日（特定非営利活動法人、公益法人等を設立した日、ただし、「2-1算定式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする特定非営利活動法人の場合は、設立の認証を受けた日をいう。）の属する月から2020年の対象月と同じ月までを、2020年を基準年とする場合には設立・認証日の属する月から同年12月までをその期間内に含む全ての事業年度の年間法人事業収入が確認できるもの（例えば、特定非営利活動法人においては活動計算書、学校法人においては事業活動収支計算書、社会福祉法人においては事業活動計算書、公益財団法人・公益社団法人であれば正味財産増減計算書等の根拠法令等において作成が義務づけられている書類であり、収入が確認できるもの又はこれに類するもの。ただし、当該事業年度の年間法人事業収入を証明できる書類であって、税理士による署名がなされたもので代替することを認める。）</p> <p>※ 「2-1算定式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合には、活動計算書又は認証申請時に所轄庁に提出した活動予算書であって、ただし書きの要件への該当性を判断するために必要な内訳を含むものとする。</p> <p>② 対象月の月間法人事業収入が確認できるもの （対象月の属する事業年度の年間法人事業収入が確認できるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し</p> <p>④ 申請者の履歴事項全部証明書（提出時から3ヶ月以内に発行されたもの） （ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等によることも認める。）</p> <p>※ 「2-1算定式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合には、申請者の履歴事項全部証明書及び所轄庁に認証されていることがわかる書類等。</p> <p>※次の⑤～⑦は、「2-1算出式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合に限り提出。</p> <p>⑤ 基準年の受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施</p>
-----------------	---

	<p>費用に対するものに限る。)の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し(額の確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写し)</p> <p>⑥ 対象月及び基準年の事業費支出(経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないものをいう。)が確認できるもの</p> <p>⑦ 次に掲げるいずれかの書類  (ア) 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し  (イ) 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類</p> <p>⑧ その他事務局が必要と認める書類  (必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。)</p>
--	---

**【3 法人の設立・認証が2021年1月から同年3月までの間である特定非営利活動法人及び公益法人等の場合】**

<p><u>3-1 算出式及び基本情報の特例について</u></p>	<p>申請者が2021年1月から同年3月までの間に法人を設立した特定非営利活動法人、公益法人等であって、2021年を基準年とした上で、申請の対象としようとする2021年の月の月間法人事業収入が、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等の影響(以下「対象措置影響」という)により、2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数(設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。)で除して得た額に比べて30%以上50%未満減少している場合、この特例を用いることができる。(この項の中段のただし書きの適用を受けようとする特定非営利活動法人については、上記「を設立した」とあるのは「の設立の認証を受けた」と、「特定非営利活動法人、公益法人等」とあるのは「特定非営利活動法人」と読み替えて適用する。)</p> <p>この特例を用いる場合、以下の計算により支給額を算出する。</p> <p>『支給額 = <math>A \div M - B</math>』※上限額まで</p> <p>A: 2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入の合計</p> <p>M: 2021年1月から同年3月までの間の運営月数(設立・認証日の属する月も、運営日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。)</p> <p>B: 対象月の月間法人事業収入</p>
------------------------------------	--

	<p>A及びBの法人事業収入については、寄附金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社等で営業外収益にあたる金額を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とする。</p> <p><u>ただし、以下の要件を満たす特定非営利活動法人は、受取寄附金、受取助成金・補助金による収入も法人事業収入に含めることができる。</u></p> <p>(1) 寄附金等（受取寄附金、受取助成金・補助金、会費収入の合計をいう。）が事業活動と密接に関連しており、2021年1月から3月までの寄附金等の額を経常収益の額で除した割合が50%以上であること。</p> <p>(2) 申請の対象としようとする2021年の月の特定事業収入（寄附金等及び事業収益の合計額をいう。）が、その月の対象措置影響により、2021年1月から同年3月までの間の特定事業収入の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数で除して得た額と比べて、30%以上50%未満減少していること。</p> <p>(3) 申請の対象としようとする2021年の月の事業費支出が、2021年1月から同年3月までの間の事業費支出の合計を2021年1月から同年3月までの間の運営月数で除して得た額と比べた際に、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) その月の対象措置影響により、減少していること。</p> <p>(イ) (ア)に該当しない場合であって、事業の性質上、その月の対象措置影響により、増加させる必要がある等の特別の事情が認められること。</p> <p>(4) 特定非営利活動促進法における特定非営利活動に係る事業について、設立当初の事業年度の活動実績があること。</p>
<p><u>3-2 提出書類</u></p>	<p>① 2021年1月から同年3月までの間の法人事業収入が確認できるもの</p> <p>（2021年1月から同年3月が属する事業年度の年間法人事業収入が確認できるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることも認める。）</p> <p>※ 「3-1算定式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合には、ただし書きの要件への該当性を判断するために必要な内訳を含むものとする。</p> <p>② 対象月の月間法人事業収入が確認できるもの</p> <p>（対象月の属する事業年度の年間法人事業収入が確認できるものとして提出する書類の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、当該情報を記載した他の書類によることも認める。）</p>

③ 法人名義の振込先口座の通帳の写し

④ 申請者の履歴事項全部証明書（提出時から3ヶ月以内に発行されたもの）

（ただし、当該書類を提出できないことについて合理的な事由があるものと事務局が認める場合には、根拠法令に基づき公益法人等の設立について公的機関に認可等されていることが確認できる書類等によることも認める。）

※ 「3-1 算定式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合には、申請者の履歴事項全部証明書及び所轄庁に認証されていることがわかる書類等。

※次の⑤～⑦は、「3-1 算出式及び基本情報の特例について」のただし書きの適用を受けようとする場合に限り提出。

⑤ 2021年1月から3月までの間の受取助成金・補助金（国・地方公共団体からの助成金・補助金については、特定非営利分野の活動や事業の実施費用に対するものに限る。）の一覧及びそれぞれの額の確定通知書の写し（額の確定通知書がない場合は、交付決定通知書の写し）

⑥ 対象月及び2021年1月から3月までの間の事業費支出（経常費用のうち、事業を行うために直接要する費用であり、管理費に該当しないものをいう。）が確認できるもの

⑦ 次に掲げるいずれかの書類

（ア） 設立当初の事業年度の事業報告書がある場合は、当該事業報告書のうち「事業の実施に関する事項」の写し

（イ） 設立当初の事業年度の事業報告書がない場合は、i) 設立当初年度の事業計画書、及び、ii) 認証を受けた月から申請を行う日の属する月の前月までの活動状況が確認できる書類

⑧ その他事務局が必要と認める書類

（必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。）

※ 2021年12月までをその期間に含むすべての年間法人事業収入が確認できるものの提出を、事業継続支援金の支給後でも、求める場合がある。